最終更新日：2016年10月3日

SOMPOホールディングス株式会社
グループCEO代表取締役社長 櫻田 謙悟
問合せ先：法務部 TEL：03-3349-3000（代表）
証券コード：8630
http://www.sompo-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

（1）経営理念等
SOMPOホールディングスグループ（以下、「当社グループ」と言います。）は、次のとおり「グループ経営理念」、「グループ行動指針」、「目指す企業グループ像」を定めています。

【グループ経営理念】
SOMPOホールディングスグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

【グループ行動指針】
お客さまに最高品質のサービスをご提供するために
1．一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2．自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3．「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4．誠実さと高い倫理観をもって行動します。

【目指す企業グループ像】
真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社グループは、グループ経営理念のもと、ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行うとともに、国内外を問わず、グループ従業員の行動基準として、グループ行動指針を定め、実践することで、企業の持続的な成長による企業価値の向上を目指した事業活動を行い、真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。
そのためには、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、企業の社会的責任を果たすことで、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会において「コーポレート・ガバナンス方針」を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。なお、「コーポレート・ガバナンス方針」については、当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/company/governance/overview/policies/）

当社における企業統治システムは、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めるべく、監査役会設置会社を選択しています。また、事業オーナー制および執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を図ります。
取締役会はグループ経営の基本方針およびその根幹となる内部統制基本方針を策定し、これにより、当社およびグループ会社の透明性の高い統治体制を構築します。また、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置します。

（3）コーポレートガバナンス・コードに関する考え方
コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」と言います。）は、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会など全てのステークホルダーの立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを向上させることによって、会社の持続的成長や中期的な企業価値の向上に繋げることを目的に導入されたものと理解しています。
当社グループは、コードの趣旨を踏まえ、これを活用することによって、グループの持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの更なる向上に継続して取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
□政策保有に関する方針
・当社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜（株）は、配当金収入や株価上昇によるリターン獲得、保険販売チャネルや業務提携先との関係強化、および企業との保険取引の維持・強化などを目的として、株式を保有しています。
・主要な政策保有株式については、毎年、取締役会において保有を継続する経済合理性があるかどうかの検証を行います。検証に際しては、保険取引やアライアンス強化など保有目的に基づく将来性、株価上昇による含み益形成や株式としての長期的展望に加え、保険引受および株式のリターンとリスクを定量的に評価する指標も活用しています。
・当社は、グループの資本政策の一環として、政策保有株式の継続的削減により生まれる資本バッファーの一部を海外M＆A等の成長事業投資に配分することにより、財務健全性の確保と資本効率の向上を目指す経営方針としており、取締役会は、中期および年度の政策保有株式の保

有・売却計画を決定しています。
□政策保有株式に係る議決権の行使
・当社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜（株）は、「日本版スチュワードシップ・コードに関する方針」を定めています。議決権行使方針と行使結果は次のとおりです。
＜損害保険ジャパン日本興亜（株）：日本版スチュワードシップ・コードに関する方針（抜粋）＞
1．議決権行使の基本方針
当社は、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、環境問題への取組状況、コーポレート・ガバナンス整備状況およびコンプライアンス体制なども勘案のうえ適切に議決権を行使いたします。
2．議案審議の考え方
企業価値向上等の観点から慎重な検討が必要と判断される議案については、その理由、目的等を十分に調査し、当該企業との対話等の結果を踏まえ、議案の賛否を判断いたします。当社が特に着目する項目は以下のものが含まれます。
(1)重要な資産の譲渡
(2)合併または完全子会社等による株式の異動
(3)債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈
(4)有利発行による第三者割当増資
(5)敵対的買収防衛策の導入
3．不賛同事例
当社は、建設的な対話を行い、必要に応じてリスクマネジメントを提供することで、投資先企業の企業価値の向上、毀損防止や持続的成長を促すことが重要と考えています。従って、単なる議決権行使結果の集計は、こうした当社のスチュワードシップ責任を果たすための活動を必ずしも正確に表すものではないことから、議決権行使に係る不賛同事例などを開示してまいります。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視します。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、「グループ経営理念」「グループ行動指針」「目指す企業グループ像」を定め、目指す企業グループ像を実現するための経営戦略および中期経営計画を公表しています。また、経営戦略および中期経営計画については、当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/ir/strategy/）

コードの各原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1．1．　基本的な考え方（2）および（3）」に記載しています。
役員報酬の決定方針および手続きについては、役員報酬決定方針を策定の上、当社ホームページにて公表しています。「コーポレート・ガバナンス方針」の「9．役員報酬決定方針」に記載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/company/governance/overview/policies/）

取締役候補者の選定理由は、株主総会にて取締役選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に掲載しています。株主総会の招集ご通知は、当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/ir/stock/meeting/）

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）】
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めています。それ以外の業務執行の決定については、グループCEOおよび事業オーナー等の経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や稟議規程等の社内規程において明確に定めています。
＜定款および法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項＞
・グループの経営方針に関する重要な事項
・損害保険ジャパン日本興亜（株）および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険（株）の株主総会における議決権行使に関する事項
・経営管理業務に関する重要な事項
・子会社等の設立、解散その他の重要な事項　など

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、業務の執行に携わる社内取締役9名の他、社外取締役4名を選任しており、現時点で30%以上の独立社外取締役を選任しています。また、社外取締役については、ICT、海外、コンプライアンス、CSR・リテール（現場力）などに高い知見を持つ経営者、学識者、法曹関係者など当社の社外取締役として十分な資質を備えた人材を幅広く選任しており、当社グループの経営戦略を遂行する上で、活発かつ有意義な助言を多数いただいています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、指名・報酬委員会の勧告に基づき、取締役会決議により金融商品取引所が求める基準に合致した「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。
当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点・視野で有益な議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者、学識者、法曹関係者を幅広く選定しています。この結果、独立社外取締役は、取締役会や指名・報酬委員会において率直・活発で建設的な検討・議論に貢献しています。

【補充原則4－11－1　取締役会のスキルセット、取締役選任に関する方針・手続き】
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役候補者の決定に関する方針・手続きについては、当社ホームページにて公表しています。「コーポレート・ガバナンス方針」の「3．取締役および取締役会」および「7．役員選任方針」に記載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/company/governance/overview/policies/）

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任の状況】
取締役・監査役の兼任については、法令上の適切性の確認に加えて、兼任先の業務内容・業務負荷等を確認のうえ、取締役会決議により決定しています。また、兼任先数についても、必要最小限に止めています。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会において「取締役会の実効性評価」を行っています。
当社取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、様々な分野で広い知見や経験を持つ社外取締役を選任しています。また、監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹の知見など、全体のバランスを考慮し選任しています。以上のような取締役会構成のもと、取締役会が「監督機能」と「執行が適切にリスクテイクすることを後押しする機能」を十分発揮するため、「取締役会と事前説明会の一体的な運営」「自由・闊達な議論が行なわれる議事運営」などに取り組むことによって、取締役会が十分に機能し、実効性向上を実現していると評価しています。
取締役会は、「取締役会が機能することによって、会社の持続的な成長と中期的な企業価値向上に繋がっているか」という観点から今後も継続的に実効性向上を図ってまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、当社ホームページにて公表しています。「コーポレート・ガバナンス方針」の「８．役員に対するトレーニング方針」に記載していますので、ご参照ください。
（http://www.sompo-hd.com/company/governance/overview/policies/）

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応しており、積極的かつ建設的な対話を行っています。
取締役会は、株主との建設的な対話をさらに促進するため、IR体制や取組み方針の実行に必要な事項を決定します。なお、当社は当該年度のIR実施計画を立案の上、前年度の総括とともに取締役会に報告しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	23,789,598	5.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,491,600	4.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,424,900	4.44
第一生命保険株式会社	10,227,000	2.46
SOMPOホールディングス従業員持株会	9,804,850	2.36
日本通運株式会社	8,001,221	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	6,391,359	1.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10（常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	5,628,842	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	5,355,000	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT ― TREATY 505234（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	4,883,810	1.18

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2016年３月31日現在の株主名簿に基づいて記載しています。
第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式4,492,750株が含まれています（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」であります。）。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野原　佐和子	他の会社の出身者											
遠藤　功	他の会社の出身者											
村田　珠美	弁護士											
スコット・トレバー・デイヴィス	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野原　佐和子	○	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 日本写真印刷株式会社取締役 株式会社ゆうちょ銀行取締役	企業経営者としての経験やIT業界に関わる豊富な経験を有しており、多角的かつ専門的な観点から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
		株式会社ローランド・ベルガー会長	学識者としての幅広い見識と、企業経営者として、また、コンサルティングファームを通じての豊富な経験を有しており、特に大学での「現場

遠藤　功	○	株式会社良品計画取締役 ヤマハ発動機株式会社監査役 日新製鋼株式会社取締役	力」の実践的研究を通じて当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
村田　珠美	○	弁護士	弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
スコット・トレバー・デイヴィス	○	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役 立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン取締役	学識者としての幅広い見識を有しており、特に大学での経営戦略論やCSRに関わる研究を通じて、また、グローバルな視点で当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査役と内部監査部門との連携状況）
監査役は、監査計画の策定や監査の実施にあたり、内部監査部門との緊密な連携を保ち、定期的に意見・情報交換を行うことで効率的な監査を実施するよう努めています。なお、会計監査人から監査結果等の報告を受ける場合には、内部監査部が同席し、認識の共有化を図っています。
また、内部監査部門による監査結果はすべて監査役に報告され、必要に応じて調査を求めるなど、監査役監査に実効的に活用しています。
（監査役と会計監査人との連携状況）
監査役は、定期的に会計監査人と会合を持ち、リスク認識や監査計画を含む監査内容の理解を相互に深め、監査の実施状況について説明を受けて意見交換を行っています。
また、会計監査人の監査品質を確保するため、十分な監査時間が確保できることを確認したうえで会計監査人の監査報酬額の決定に同意を与えています。さらに、経営陣幹部へのアクセスや内部監査部門等との連携など、会計監査人の監査環境の整備にも配慮しています。
これらに関して、監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、会計監査人に求められる独立性と専門性を含む品質管理体制と、当社におけるコーポレートガバナンスの担い手としての機能発揮状況を評価しています。
（監査役、内部監査部門および会計監査人と内部統制部門との関係）
監査役、内部監査部門および会計監査人は、各々の監査手続等において、経営管理部門、経理部門等の内部統制部門と適宜意見・情報交換を行っています。内部統制部門は、意見・情報交換の結果や監査結果を踏まえ、内部統制の強化に取り組んでいます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
椿　慎美	公認会計士													
笠間　治雄	弁護士													
柳田　直樹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椿　慎美	○	公認会計士 平和不動産株式会社監査役 セイコーエプソン株式会社取締役（監査等委員）	公認会計士としての専門的な知識・経験等を基に、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
笠間　治雄	○	弁護士 住友商事株式会社監査役 キユーピー株式会社監査役	法律家としての専門的な知識・経験等を基に、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
柳田　直樹	○	弁護士 アルパイン株式会社取締役（監査等委員）	弁護士としての専門的な知識・経験等を基に、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は、全ての社外取締役および社外監査役を独立役員に指定しています。
なお、社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、次のとおりであります。
当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役および社外監査役の当社からの独立性を判断します。
1. 人的関係：本人と当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
2. 資本的関係：本人またはその出身会社による当社株式保有、当社グループによる株式保有
3. 取引関係：本人またはその出身会社と当社グループとの取引・寄付
4. その他の利害関係
社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名・報酬委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。
社外監査役にあっては、監査役会は本基準を斟酌し、株主総会に提出する監査役選任議案への同意を行います。
1. 本人が当社または子会社の業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族であること。
2. 本人が当社から見て「社外役員の相互就任の関係」（注1）にある会社の出身者（注2）であること。
3. 当社および子会社が本人の出身会社（注3）の株式の5%以上を保有していること。
4. 本人またはその出身会社（注3）が当社株式の5%以上を保有していること。
5. 当社および子会社が本人の出身会社（注3）を主要な取引先（注4）としていること。
6. 本人またはその出身会社（注3）が当社および子会社を主要な取引先（注4）としていること。
7. 本人またはその所属団体が当社または子会社の会計監査人であること。
8. 本人またはその出身団体が当社および子会社から合算して年額1,000万円以上の寄付を受けていること。
9. 前記各号のほかに独立性を疑わせる重要な利害関係のあること。
注1. 社外役員の相互就任の関係とは、当社の出身者が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。
2. 出身者とは、業務執行取締役・執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または、過去10年間においてその経験のある者をいう。
3. 出身会社とは、本人が業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または、過去10年間においてその経験のある会社をいう。
4. 主要な取引先とは、取引金額が双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上（融資取引にあっては連結総資産の2%以上）であることをいう。
なお、本人と当社等との個人取引にあっては、当社等からの報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいい、本人が専門的サービス（弁護士・会計士など）を提供する団体に所属する場合にあっては、当社等から出身団体への報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。なお、当社は2016年6月27日開催の当社第6回定時株主総会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（Board Benefit Trust）」を導入することを決定しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役・監査役のそれぞれの報酬等の総額および報酬等の種類別の総額を開示しています。
当社は、連結報酬等の総額が1億円以上の取締役につき、個別に報酬額の開示を行う方針としております。2015年度は二宮雅也氏および櫻田謙悟氏が該当しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、次の役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。
1. 基本方針
取締役および執行役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の向上に資する報酬体系、優秀な人材の確保が可能な報酬水準とし、以下2. 3. に記載の内容を原則として適用します。また、報酬体系・報酬水準については、社外委員中心の指名・報酬委員会の審議を経

て決定することにより客観性および透明性を確保します。
なお、子会社の取締役および執行役員の報酬体系についても原則として同様の体系を採用するものとします。
監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とします。
2. 取締役の報酬
取締役報酬は、基本報酬および業績連動型株式報酬により構成し、基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。
月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数(1ポイント=当社普通株式1株)を決定します。
業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、会社業績および個人業績を反映して決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)および一株当たり純資産の増減率を会社業績評価指標として決定します。
また、個人業績連動報酬は、取締役の個人業績評価に応じて決定します。
長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、業績連動型株式報酬を支給します。業績連動型株式報酬は、株式給付信託を活用し、業績連動型株式報酬基準ポイント数に、中長期的な株式価値および連結業績をマーケット対比で反映して決定します。
ただし、社外取締役に対する業績連動報酬および業績連動型株式報酬の支給は行いません。
なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。
3. 執行役員の報酬
執行役員報酬は、基本報酬および業績連動型株式報酬により構成し、基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。
月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬は、役位に応じて、月例報　　酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数(1ポイント=当社普通株式1株)を決定します。業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、会社業績および個人業績を反映して決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)および一株当たり純資産を会社業績評価指標として決定します。
また、個人業績連動報酬は、執行役員の個人業績評価に応じて決定します。
長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、業績連動型株式報酬を支給します。業績連動型株式報酬は、株式給付信託を活用し、業績連動型株式報酬基準ポイント数に、中長期的な株式価値および連結業績をマーケット対比で反映して決定します。
4. 監査役の報酬
監査役報酬は、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は法務部が、社外監査役は監査役室が補佐する体制としています。
取締役会開催にあたっては、取締役会事務局の法務部および各議案の所管部署が、社外取締役および社外監査役に事前説明を行う体制としています。
なお、社外取締役・監査役に対して「グループジャーナル」「ディスクロージャー誌」「お客さまの声白書」「CSRコミュニケーションレポート」「IR説明会資料」等、各種情報提供にも努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会においてコーポレート・ガバナンス方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明らかにしています。
(取締役および取締役会)
取締役会は、法令で定められた責務を履行するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して、監督機能を発揮しています。取締役会は、原則毎月開催し、適正人数で迅速に意思決定を行うよう運営します。また、取締役会の開催にあたっては、その都度、社外役員合同の事前説明会を開催し、重要議題を中心に議案の説明を行います。事前説明会で出された社外役員の意見・質疑内容等を、取締役会開催前に出席役員全員で共有するなど、取締役会と事前説明会を一体的に運営することによって、取締役会における建設的で充実した議論および取締役会運営の実効性の確保を図ります。なお、社外役員相互および執行の最高責任者と自由な意見交換を行うため、独立役員とグループCEOの会合等を開催しています。
取締役13名のうち4名を社外取締役としており、日本人12名・外国人1名、男性11名・女性2名の構成です。
取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。
取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明らかにするために、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしています。
(監査役および監査役会)
監査役は、グループベースの内部統制システムの構築・運用状況の監査等を通じて、取締役の職務遂行状況を監査するほか、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営陣に適切な助言および提言を行うように努めています。
監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査基準、監査の基本方針および監査計画を策定し、組織的に監査を実施しています。
なお、監査役会は予め年間のスケジュールを定めて確実な出席機会の確保に努めるとともに、資料を事前に配付するなど、十分な検討・審議が行える態勢を整備しています。
監査役会5名のうち3名を社外監査役としており、日本人5名、男性4名・女性1名の構成で、監査役の1名は、公認会計士として実務に携わってきた経験を持つ財務・会計・監査・国際会計基準の専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
また、監査役監査の実効性の向上を図るため、監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を、監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置しています。
さらに、会社および株主共同の利益を守るために、業務執行側から独立する外部の法律専門家に顧問を委嘱しています。
(指名・報酬委員会)
当社は、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。
指名・報酬委員会は、役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役会に勧告するほか、業務内容・規模等に応じ、子会社の役員の選任ならびに処遇についても関与しています。
また、指名・報酬委員会は、グループCEOの個人業績評価を行い、透明性を高めることで、ガバナンスの向上を図っています。
指名・報酬委員会は、取締役の中から選任した委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任しています。
また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任しています。本報告書の提出日現在の委員の数は5名であり、4名を社外取締役から、1名を社内取締役から選任しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、主要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会から独立した監査役および監査役会により監督・牽制の実効性の維持・向上に努め

るべく、監査役会設置会社としています。
また、事業オーナー制および執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を図っています。
このように、当社は、実効性に優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第6回定時株主総会の招集通知を2016年6月3日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第6回定時株主総会を2016年6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ等に招集通知の英訳を掲載しています。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、IRミーティング資料などを掲載し、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	取締役会においてディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、年度決算発表後および中間決算発表後に説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、欧州、アジア等の海外機関投資家を年1回以上訪問しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL:http://www.sompo-hd.com/ir/ 当社ホームページに掲載している投資家向け情報: 株価情報、株価時系列データ、株式情報、配当情報、格付情報、IR説明会資料(動画含む)、ディスクロージャー誌、CSRコミュニケーションレポート、アニュアル・レポート、財務情報、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、月次営業成績速報などを掲載しています(英語版資料の掲載もあります。)。 当社ホームページ掲載のほかにアナリスト・機関投資家など向けにニュースリリースなどのメール配信も実施しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 :経営企画部に専任者を配置しています。 IR担当役員 :執行役員経営企画部長　浜田　昌宏 IR事務連絡者:経営企画部　黒田　幸徳 TEL:03-3349-3913	
その他	年2回開催するIRミーティングでは、原則グループCEOおよび経営陣幹部が出席し、プレゼンテーションおよび質疑応答を行っています。 また、海外の株主に対しても、グループCEOを含む経営陣幹部が年に複数回訪問し対話する機会を確保しており、国内においても株主のニーズに応じてIR活動を統括する経営企画担当役員を中心とした対話の機会を設けています。 これらの対話を通じて、当社の経営方針などを株主に適時に説明するとともに、株主の関心や懸念事項については適時に経営陣幹部にフィードバックした上で、経営戦略の策定・業務執行を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ経営基本方針」において、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、国内外のすべてのグループ会社が企業としての社会的責任を果たすために「グループCSRビジョン」を策定し、世界規模での自然災害の増加、超高齢化社会、交通安全などの様々な課題が急速に進行しているとの認識の下、当社グループとして重点的に取組むべき課題として、「グループCSR重点課題」およびグループCSRーKPIを設定し取り組んでいます。 http://www.sompo-hd.com/csr/system/ 地球環境問題に関しては、「グループ環境ポリシー」のもと、CO2排出量の削減やエコ安全ドライブの普及促進のための活動のほか、気候変動の適応策として開発途上国の干ばつによる損害を軽減する『天候インデックス保険』の開発・販売などにも取り組んでいます。当社グループのこうした取組みは、ホームページやディスクロージャー誌のほか、CSRコミュニケーションレポート等を通じて公表しています。 ＜グループCSR重点課題＞ 安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、レジリエントで持続可能な社会の実現に貢献するというCSRビジョンを達成するために、5つの重点課題を定めています。その重点課題を解決するにあたっては、3つの重点アプローチを常に意識して取り組みます。 ＜5つの重点課題＞ 1.防災・減災への取組み 2.健康・福祉への貢献 3.地球環境問題への対応 4.よりよいコミュニティ・社会づくり 5.ダイバーシティの推進・啓発 ＜3つの重点アプローチ＞ 1.金融機能やデジタル技術などを活かした革新的な商品・サービスの提供 2.人材育成を意識したNPO・NGOなどをはじめとするさまざまなステークホルダーとの連携 3.継続的に支援し、培ってきた文化・芸術を通じた取組み
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー基本方針」において法令等に定めのない情報発信にも積極的に取り組むことを定め、ステークホルダーに応じた適切な情報を適時かつ正確でわかりやすく発信するように努めています。
その他	＜ダイバーシティの推進＞ 当社グループでは、グループ経営理念に掲げる「お客さまに最高品質のサービスをご提供する」ためにグループ人事ビジョンにおいて「ダイバーシティ推進」を定め、社員一人ひとりの個性・多様性を尊重するとともにその能力を最大限に活かせるグループを目指しています。グループ全体のダイバーシティ推進の取組みを加速し、性別、国籍等に一切捉われない人材の活躍推進を図ることを目的として、当社に「ダイバーシティ推進本部」を設置しています。特に、女性活躍推進については役員や管理職への登用に力を入れて取り組んでおり、女性役員については、現在、社外取締役2名、社外監査役1名が女性であるほか、損害保険ジャパン日本興亜(株)（以下、「損保ジャパン日本興亜」と言います。）においても、執行役員2名、社外取締役1名が女性となっており、こうした女性役員をロールモデルとして、女性のキャリアアップ意識の向上を図っています。 また、女性管理職登用については、ターゲットとなる目標を定め具体的な取組みを進めています。グループの女性管理職比率の目標は、2015年度末に10%、2020年度末に30%と定めています。 女性管理職を輩出する具体的な施策として、「女性経営塾」「プレ女性経営塾」を実施しているほか、直属の上司以外の者がメンターとして女性社員をサポートする「メンター制度」を導入し、女性のキャリアアップを支援する風土と環境を構築しています。上記取組みの結果、目標数値を定めた2013年7月時点での女性管理職数は305名、管理職に占める女性比率は5.0%でしたが、2016年4月1日現在の女性管理職数は560名、管理職に占める女性比率は13.2%となっています。 このような女性活躍推進に向けた積極的な取組みが評価され、2015年1月に東京証券取引所が主催する「企業行動表彰」を受賞しています。損保ジャパン日本興亜（前身の(株)損害保険ジャパンを含む。）では、2014年3月に経済産業省「ダイバーシティ経営企業100選」、2015年3月にNPO法人J-Win「2015J-Winダイバーシティ・アワード」アドバンス部門「準大賞」、2016年2月に公益財団法人日本生産性本部「女性活躍パワーアップ大賞　優秀賞」を受賞するなど毎年社外からの評価を受けています。 これらの取組みに加え、2015年7月に初めて外国籍の執行役員を登用している他、損保ジャパン日本興亜を中心に海外グループ会社から積極的に人材を受入れるプログラムをスタートするなど、更なるダイバーシティ推進、グローバル化を図っています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、SOMPOホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。なお、基本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンをグループ会社に示します。

（2）「SOMPOホールディングスグループ グループ会社経営管理基本方針」を定め、グループ会社の経営管理を適切に行います。直接出資子会社（当社が直接出資する子会社をいいます。以下　同様とします。）については、経営管理契約を締結するとともに、適切に株主権を行使します。その他のグループ会社については、当社直接または直接出資子会社を通じた経営管理を行います。

（3）グループ会社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認制度報告制度を整備します。

（4）グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定および周知し、適切に経営管理を行います。また、グループ会社に、事業実態に応じた規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項を報告させる体制を整備します。

（5）経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

（6）「SOMPOホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）当社およびグループ会社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

（2）「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

（3）コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、グループのコンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

（4）当社およびグループ会社において、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

（5）「SOMPOホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」を定め、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

（6）「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定め、顧客情報の管理を適切に行います。

（7）セキュリティポリシーを定め、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

（8）「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

（9）「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ　ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたERM「戦略的リスク経営」を実践します。

（1）戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ　リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの態勢を整備・推進します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。これらの実現のために、グループERM推進委員会およびリスク管理委員会を設置します。

（2）グループ会社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

（1）グループの中期経営計画および年度計画を策定し、グループ会社と共有します。

（2）グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

（3）当社およびグループ会社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

（4）当社およびグループ会社において規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

（5）信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、「SOMPOホールディングスグループIT戦略基本方針」を定め、的確かつ正確なグループシステムを構築します。

（6）「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

（1）当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

（2）当社は、「、「SOMPOホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社およびグループ会社において必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署ならびに開示委員会を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社およびグループ会社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。
8. 内部監査の実効性を確保するための体制
当社は、当社およびグループ会社の内部監査の実効性を確保するため、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、グループ会社の内部監査に関する遵守義務等に関する事項を明確にし、これに必要な体制を整備します。
9. 監査役の監査に関する体制
当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。
9－1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。
（1）監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
（2）監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
（3）監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。
9－2. 監査役への報告に関する体制
（1）当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。なお、役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
（2）監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。
9－3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
（2）監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
（3）重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
（4）監査役の求めに応じて、監査役とグループ会社の監査役との連携およびグループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
（5）監査役が、その職務の執行について生じる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、「SOMPOホールディングスグループ反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

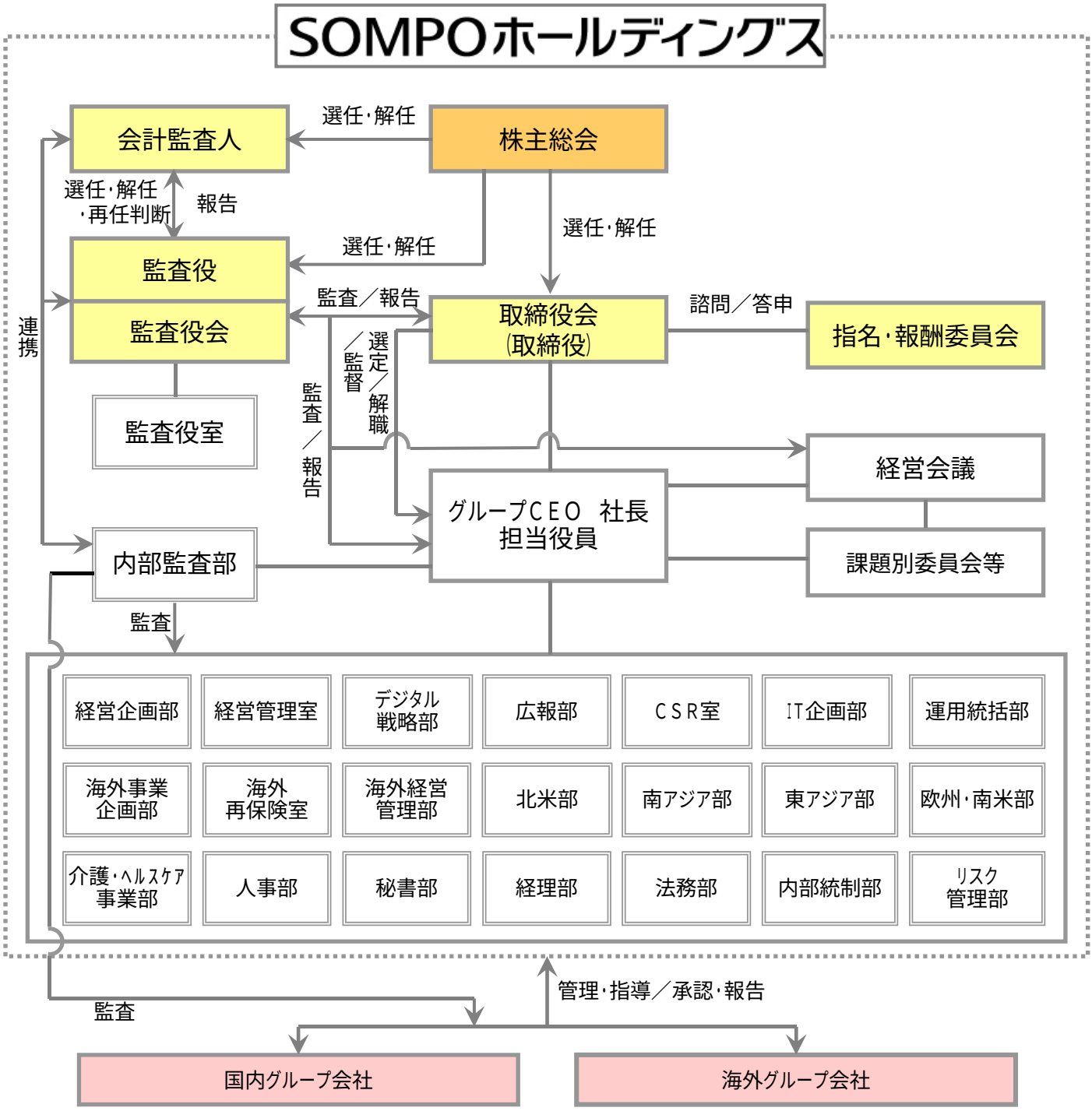
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

［適時開示体制の概要］
1. 基本的な姿勢
当社は、当社の株主、投資家、傘下保険会社の保険契約者の皆さまをはじめとするさまざまなステークホルダーに対して、当社グループの経営状況や各種の取組み状況などに関する情報を、正確かつ迅速にわかりやすく、情報として公平性や有益性の高いものとするためにディスクロージャー基本方針を制定するとともに、これに則った開示を行うための体制を整備しています。
また、会社法、金融商品取引法、保険業法などの関係する法令、当社の上場する金融商品取引所の規則など（以下「法令等」といいます。）を遵守するのみならず、法令等に定めのない情報発信にも積極的に取り組みます。また、情報の発信に際しては、その受け手となるステークホルダーに応じた適切な情報を、適時かつ正確でわかりやすく発信するように努めています。
2. 開示業務の執行体制
（1）開示に係る体制
当社は、法令等に基づく開示の統括部署として法務部を設置しています。
当社各部署は、重要情報（開示が必要となる可能性のある情報をいいます。）を認識した場合は速やかに法務部に報告します。同様に、当社の直接出資子会社は、自社および自社の子会社・関連会社に係る重要情報を認識した場合は速やかに法務部および当該事項に係る所管部署に報告します。
法務部は、開示の要否および内容について判断し、その具体的内容を定めます。また、重要な開示事項については、法務部、経営企画部、広報部および経理部の担当役員により構成される開示委員会で審査します。
（2）開示体制に対するモニタリングの整備
当社は、グループ内部監査基本方針に基づき、当社およびグループ会社の内部監査体制を整備し、当社の内部監査部門は、当社における情報開示を含む業務運営の適切性を確保するため内部監査を実施するほか、グループ会社における内部監査実施状況をモニタリングし、これらで把握した重大な事項等については取締役会に報告しています。

2016年10月1日現在

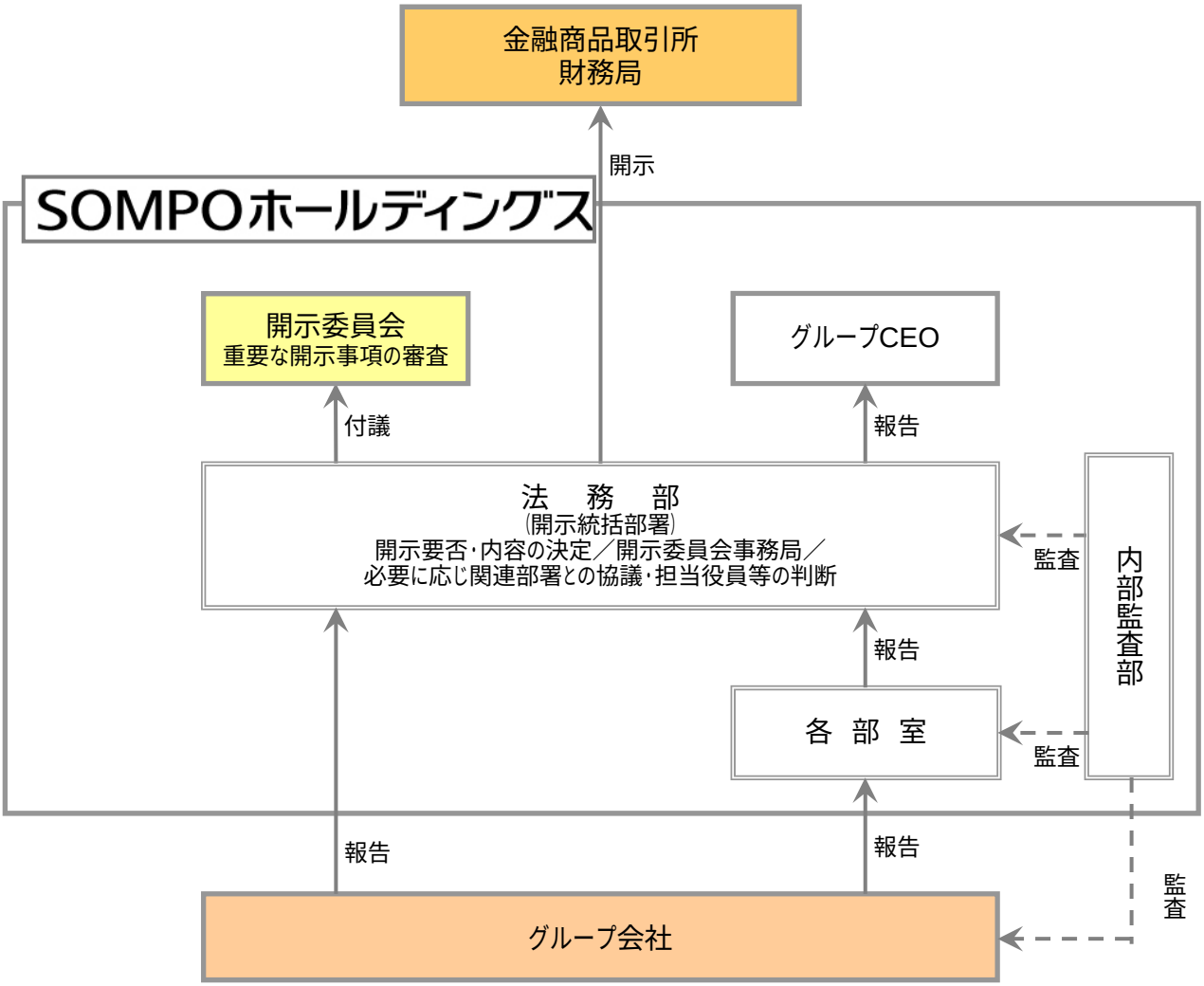


事業オーナー制

当グループは、非連続な環境変化に対する強靭かつ敏捷なグループ経営体制を確立するため、「事業オーナー制」を導入しています。



事業オーナー制では、各事業部門（国内損害保険事業、国内生保険事業、介護・ヘルスケア事業および海外保険事業）のトップを事業オーナーと位置づけ、事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲し、大きな環境変化に対して、お客さまにより近い事業部門が柔軟かつ迅速な意思決定および業務遂行を行います。そして、グループＣＥＯがグループ全体を統括し、チーフオフィサー（グループＣＦＯ、グループＣＲＯ、グループCIO、グループＣＤＯ等）がグループ横串機能を発揮することで、各事業領域がコアコンピタンスの確立・強化と事業間の有機的な連携を図り、グループ全体の企業価値を向上を図ります。


金融商品取引所
財務局
開示
SOMPOホールディングス
開示委員会
重要な開示事項の審査
付議
グループCEO
報告
法　務　部
(開示統括部署)
開示要否・内容の決定／開示委員会事務局／
必要に応じ関連部署との協議・担当役員等の判断
監査
内部監査部
報告
各　部　室
監査
報告
報告
監査
グループ会社